



標準様式第2号

総（庶）第934号
平成23年7月27日

行政文書開示決定通知書

武田則昭様

津地方法務局長 中垣治夫



平成23年5月23日受付第71号から第73号までで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」といいます。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することに決定しましたので、通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- (1) 登記情報システム端末操作手引書（不動産登記事件処理編）（第2.0版）
- (2) 登記情報システム端末操作手引書「登記簿等の公開に関する事務処理編」（不動産登記）（第2.1版）
- (3) 登記情報システム端末操作手引書「その他の事務処理編」（不動産登記）（第2.0版）
- (4) 新登記情報システム端末操作手引書（特殊登記対応機能編）（第1.0版）
- (5) 新登記情報システム（不動産登記）管轄転属機能使用手引書（第1.2版）
- (6) 登記情報システム（不動産登記）町名一括変更及び市町村合併処理機能使用手引書（第1.0版）
- (7) 登記情報システム端末操作手引書（商業・法人登記編）（第2.1版）
- (8) 新登記情報システムオンライン通知操作手引書（商業・法人登記編）（第1.0版）
- (9) 登記情報システム端末操作手引書（電子認証編）（第2.0版）
- (10) 商業・法人登記町名一括変更処理要領（新登記情報システム）（第1.0版）
- (11) 商業・法人登記管轄転属処理要領（新登記情報システム）（第1.0版）
- (12) 登記情報システム（不動産登記）「登記簿等の公開に関する事務」民間受託者用端末操作手引書（第2.1版）
- (13) 登記情報システム（商業・法人登記）「登記簿等の公開に関する事務」民間受託者用端末操作手引書（第2.1版）

2 不開示とした部分とその理由

上記文書のうち、システムの操作方法を説明している部分は、公にすることにより、不正な目的を持った者等からのシステムへの不正な侵入や妨害行為が可能となるため、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、登記業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第4号及び同条第6号に該当し、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者

は法務大臣となります。), 東京地方裁判所, 津地方裁判所又は行政事件訴訟法第12条第4項に規定する特定管轄裁判所に, この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます（なお, この決定があったことを知った日から6か月以内であっても, 決定の日から1年を経過した場合には, この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

ただし, 審査請求をした場合には, この決定の取消しを求める訴訟は, その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます（なお, 裁決の日から1年を経過した場合は, この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 ※ 別紙の説明事項をお読みください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	納付していただく開示実施手数料の額
上記1(6) ・(8)・ (10)・ (11)平成 21年分 A4判文書 280枚 (76枚・ 81枚・4 7枚・76 枚)	①複写機により複 写(白黒)したも のの交付	用紙1枚につき 10円	2,800円	2,600円
	②複写機により複 写(カラー)した ものの交付	用紙1枚につき 20円	5,600円	5,400円
	③スキャナにより 電子化しCD-Rに複 写したものとの交付 (PDFファイル)	CD-R1枚につき1 00円に、文書1 枚ごとに10円を 加えた額	2,900円	2,700円
	④閲覧	100枚までごと につき100円	300円	100円
上記1(4) ・(5)平 成22年分 A4判文書 353枚 (140枚 ・213 枚)	①複写機により複 写(白黒)したも のの交付	用紙1枚につき 10円	3,530円	3,330円
	②複写機により複 写(カラー)した ものの交付	用紙1枚につき 20円	7,060円	6,860円
	③スキャナにより 電子化しCD-Rに複 写したものとの交付 (PDFファイル)	CD-R1枚につき1 00円に、文書1 枚ごとに10円を 加えた額	3,630円	3,430円
	④閲覧	100枚までごと につき100円	400円	200円
上記1(1) ・(2)・ (3)・(7) ・(9)・ (12)・ (13)平成 23年分 A4判文書 1,195 枚 (340枚 ・129枚)	①複写機により複 写(白黒)したも のの交付	用紙1枚につき 10円	11,950円	11,750円
	②複写機により複 写(カラー)した ものの交付	用紙1枚につき 20円	23,900円	23,700円
	③スキャナにより 電子化しCD-Rに複 写したものとの交付 (PDFファイル)	CD-R1枚につき1 00円に、文書1 枚ごとに10円を 加えた額	12,050円	11,850円
	④閲覧	100枚までごと につき100円	1,200円	1,000円

・ 5 0 枚 ・				
3 2 8 枚 ・				
1 0 0 枚 ・				
1 2 6 枚 ・				
1 2 2 枚)				

(注) CD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

平成23年 月 日から平成23年 月 日まで(土曜日及び祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時を除く)。津地方法務局総務課

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込額)

標準日数3日、郵送料(見込額):ゆうパック 80サイズ 900円

* 担当課等 津地方法務局総務課 〒514-8503 津市丸之内26-8 Tel.059-228-4191

<説明事項>（オンライン用）

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、添付した「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申出を行ってください。

オンラインによって申し出を行う場合は「行政文書の開示の実施方法等申出書」のファイルを適宜加工して、申請の際にそのファイルを添付して下さい。

開示の実施をするにあたり、開示実施手数料が発生する場合においては、こちらから納付番号をお知らせしますので、歳入金電子納付システムを利用する方法により開示実施手数料を納付して下さい。

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧するなど）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧するなど）もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます（ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。）。

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、御希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「* 担当課等」に記載した担当まで御連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「行政文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前（この「3日」には、行政機関の休日は含みません。）には、当方に届くように御提出願います。

また、用紙に出力したもののが送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料（郵便切手等）が必要になります。

2 「行政文書の開示の実施の方法等申出書」の選択について

開示の実施をオンラインで申し出る場合は、開示の実施手数料が有料の場合と無料の場合で申請画面が異なりますので、実施手数料が有料の方は有料用、実施手数料が無料又は無料の範囲内での実施を申し出る方は無料用の画面を利用して下さい。

3 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従つて基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が開示請求手数料相当額までは無料、開示請求手数料相当額を超える場合は基本額から開示請求手数料相当額を差し引いた額となります。

（例）電磁的記録を用紙に出力したもの150枚を閲覧する場合

100枚までごとにつき100円 → 基本額200円 → 手数料は無料

電磁的記録を用紙に出力したもの150枚の写しの交付を受ける場合：

用紙1枚につき10円 → 基本額1,500円 → 手数料は1,300円

電磁的記録を用紙に出力したもの150枚のうち100枚を閲覧し、10枚について写しの交付を受ける場合（残りの40頁は開示を受けない。）：

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額100円 = 計200円 → 手数料は無料

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2,000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額（免除）申請書」用紙をお送りしますので、担当まで御連絡ください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、提出される「行政文書の開示の実施方法等申出書」が到着後、こちらから開示実施手数料の納付番号をお知らせしますので、歳入金電子納付システムを利用する方法により開示実施手数料を納付してください。

4 決定に係る不服申立て等

この決定について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して審査請求することができます（決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、決定の取消しを求める訴訟を提起する場合には、決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、裁

判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（決定があった日から6か月以内であつても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（ただし、処分の決定を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内に提起することができます。）

なお、裁判所については、「被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所又は処分若しくは裁決をした行政庁の所在地を管轄する裁判所」及び「原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所」が管轄となります。

5 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「行政文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書を御持参ください。

6 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について御不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。